

〔平成28年4月1日女性活躍推進法が施行されます〕

▼一般事業主行動計画の策定

各企業においては、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②「一般事業主行動計画」策定・労働局への届出・従業員への周知・外部への公表、③女性活躍の情報公表を行う必要があります（従業員数が企業全体で301人以上の事業主は義務、300人以下は努力義務）

▼認定制度の創設

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、労働局への申請により、認定を受けることができます。認定は、認定基準の5つの評価項目のうち満たした項目数に応じて3段階あります。

▼問 福島労働局雇用均等室

☎024・536・4609



暮らし

〔水道に関するお知らせ〕

◎水道検針にご協力ください

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。

今回、3月の検針として、委託した検針員が訪問しますので、能率的に検針できるように、次の点についてご協力をお願いします。

▽メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

▽犬は出入口やメーターボックスから離してつないでいてください。

◎水道料金のお支払い

▼水道料金と納期限

水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

▼便利な口座振替制度

金融機関で口座振替の申し込みをすると、預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳および水道料金の領収書を持参してお申し込みください。

〔取扱金融機関〕

福島さくら農協、東邦銀行、郡山信用金庫各本支店、郵便局、東北労働金庫郡山支店、郡山東支店

▼問 企業局水道・宅造グループ

☎62・2500

〔スプレー缶は有害ごみです〕

「スプレー缶」、「カセットガスボンベ」、「使い捨てライター」などは「有害ごみ」として出してください。

中に残っているガスに引火して、ごみ収集車が火災になる恐れがあります。（ガスを使い切つて、黒のコンテナに出してください。）

皆さんの分別のご協力をお願いします。

◆有害ごみ（月1回収集）

※有害ごみは、「黒のコンテナ」に入れましょう！

スプレー缶



ライター



ガスボンベ

▼問 住民課生活環境グループ  
☎62・2147

〔山火事の予防〕

森林を大切にし、火の用心に取り組みましょう。

▽風が強いときはたき火をしない。

▽たき火は、完全に消えるまで目を離さない。

▽たばこの投げ捨てはしない。

▽火遊びをしない。  
▼問 郡山消防本部予防課  
☎024・923・8172

〔転入・転出のときは企業局へご連絡を〕

引越しされる方は、3日前までに忘れず企業局にご連絡をお願いします。

また、住宅の建築や改築などで水道の使用を一時中止する場合や、長期間留守にし、水道を使用しない時にもご連絡ください。

なお、土曜・日曜・祭日は休みとなりますのでご了承ください。

▼転入・転居により水道の使用を休止する時

水道は、引越しの当日まで使用することが出来ます。連絡の際は、お客様の住所、氏名、電話番号、転居される日時、転居先住所などをお聞かせください。

▼転入により新たに水道をお使いになる時

連絡の際は、水道をお使いになるお客様の住所、氏名、電話番号、使用開始日などをお聞かせください。

▼問 企業局水道・宅造グループ  
☎62・2500

広告欄